

審査基準・標準処理期間

所属名	農林水産部 経営支援・担い手育成課農地活用係
内線番号	4910

No.	項目	内容
①	処分名	農用地区域内における開発行為の許可
②	法令名	農業振興地域の整備に関する法律
③	法令番号	昭和44年法律第58号
④	根拠条項	第15条の2第1項
⑤	処分権者	京都府知事 ※ただし、京都市の区域内においては京都市長
⑥	法令の定め	(農用地区域内における開発行為の制限) 第十五条の二 農用地区域内において開発行為(宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。)をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事(農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村(以下この条において「指定市町村」という。)の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。
⑦	審査基準	○農業振興地域制度に関するガイドライン (平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知)
⑧	経由機関名	農地の所在する各市町村
⑨	協議機関名	—
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) —
	経由期間	—
	協議期間	—
	当該処分期間	—
⑫	問合せ	経営支援・担い手育成課 農地活用係 (075-414-4902)
⑬	備考	